

情報あら

「ご存じですか
国民年金の高齢任意加入」

国民年金に加入できる年齢は原則として60歳までですが、次の場合、60歳を過ぎても本人の希望により国民年金に加入できます。

60歳になるまでに老齢基礎年金を受け取るための受給資格期間を満たすことができなかつた方は、不足期間を満たすために65歳になるまでに任意加入することができます。また、特例として、昭和30年4月1日以前に生まれた方は、65歳以上70歳未満の期間においても（受給資格を満たすまで）任意加入することができます。

すでに受給資格期間を満たした方が、将来の年金受給額を増やして満額の年金額に近づけるために、65歳になるまで任意加入することができます。

問い合わせ 保険年金課
(☎851771)

『あそびの広場』に参加しませんか

親子で遊ぶ楽しさを通して子育てを応援します。

対象 1歳児グループ：1歳6カ月～2歳5カ月、2歳児グル

ープ：2歳6カ月～3歳6カ月

開催日 1歳児グループ：11月4日から12月16日までの毎週火

曜日 2歳児グループ：11月6日から12月18日までの毎週木曜

日

時間 10時～12時

場所 子育て支援センター（富士保育所横）

定員 各10組（申込順）

参加料 無料

内容 集団あそび、運動あそび、サンタクロース製作など

申し込み 10月14日（火）から17日（金）までの9時から17時までに電

話で子育て支援センター（☎813715）

ヘルシークッキング教室
（離乳食）を開きます

おいしくて簡単にできる離乳食を作りませんか。

日時 10月24日（金）10時～12時

場所 しんた21調理室

対象 生後4～6カ月児をもつ親

内容 離乳初期・中期の離乳食の調理実習と交流タイム

定員 親子15組（申込順）

参加料 100円

申し込み 10月17日（金）までに電話で健康推進課（しんた21内 ☎850100）

一般行政職の初任給と経験年数別平均給料月額（平成15年4月1日現在）

区分	初任給		経験年数別平均給料月額		
	登別市	国	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	171,500円	171,500円	280,400円	335,500円	394,200円
高校卒	139,500円	139,500円	229,200円	291,400円	350,600円

一般行政職の級別職員数の状況（平成15年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	係員の職務	係員の職務	係員の職務	主任の職務	係長・主任の職務	係長・主任の職務	課長の職務	次長・課長の職務	部長・次長の職務	
職員数	6人	7人	33人	47人	22人	97人	43人	31人	9人	295人
構成比	2.0%	2.4%	11.2%	15.8%	7.5%	32.9%	14.6%	10.5%	3.1%	100%

期末・勤勉手当の支給割合（平成15年4月1日現在）

区分	登別市				国				備考
	6月期	12月期	期	末	6月期	12月期	期	末	
6月期	1.55月分	1.7月分	0.7月分	0.7月分	1.55月分	1.7月分	0.7月分	0.7月分	職務の段階、職務の級などによる加算措置あり
12月期	1.55月分	1.7月分	0.7月分	0.7月分	1.55月分	1.7月分	0.7月分		
計	4.65月分				4.65月分				

期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスにあたります。

退職手当の支給率（平成15年4月1日現在）

区分	登別市		国	
	自己都合退職	勤奨・定年退職	自己都合退職	勤奨・定年退職
勤続20年	21.000月分	28.875月分	21.000月分	28.875月分
勤続25年	33.750月分	44.550月分	33.750月分	44.550月分
勤続35年	47.500月分	62.700月分	47.500月分	62.700月分
最高限度額	60.000月分	62.700月分	60.000月分	62.700月分

退職手当 = 退職時の給料月額 × 支給率

特別職の給料などの状況（平成15年4月1日現在）

区分	月額	期末手当の支給割合
給料	市長	870,000円 6月期 2.05月分 12月期 2.4月分
	助役	700,000円 計 4.45月分 (一般職と同様に加算措置があります)
	収入役	630,000円
報酬	議長	400,000円 6月期 2.25月分 12月期 2.4月分
	副議長	350,000円 計 4.65月分 (一般職と同様に加算措置があります)
	議員	320,000円

市長、助役、収入役の給料は、平成5年4月1日から現行の給料額。議長、副議長、議員の報酬は、平成6年4月1日から現行の報酬額。平成14年度は、市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員の期末手当を0.05月分引き下げたほか、市長、助役、収入役、教育長の12月期末手当から一般職員の平均給料の減収分に相当する額を削減（合計950千円程度）しました。平成15年度は、管理職手当の削減額に準じて、市長、助役、収入役、教育長の6月期末手当を、0.2月分引き下げ（合計640千円程度）しています。

問い合わせ

人事課（☎851132）